

令和元年 8月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (14名)

3番	加藤克之	4番	高橋八重典
5番	永井利明	6番	鈴木みどり
7番	那須英二	8番	三宮十五郎
9番	早川公二	10番	平野広行
11番	三浦義光	12番	堀岡敏喜
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高 清
15番	武田正樹	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

4番	高橋八重典	5番	永井利明
----	-------	----	------

4. 欠員 (2名) 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (34名)

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟	開 発 部 長	大野勝貴
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
総務部次長兼 財政課長	安井文雄	開発部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄
開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史	会 計 管 理 者	横山和久
監 査 委 員 事務局 長	山下正己	総 務 課 長	佐藤文彦
秘書広報課長	安井幹雄	企画政策課長	佐野智雄
危機管理課長	伊藤淳人	税 務 課 長	佐藤雅人
収 納 課 長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長	鈴木博貴
保険年金課長	服部利恵	環 境 課 長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	福 祉 課 長	大木弘己

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	山守美代子
商工観光課長	横江兼光	都市計画課長	梅田英明
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	山森隆彦
図書館長	服部朋夫	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	安井耕史	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第1号	専決処分の報告について
日程第5 同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 同意第2号	教育委員会教育長の任命について
日程第7 同意第3号	教育委員会委員の任命について
日程第8 議案第54号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
日程第9 議案第55号	弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第10 議案第56号	弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第57号	弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
日程第12 議案第58号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第13 議案第59号	海部地方教育事務協議会規約の変更について
日程第14 議案第60号	弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第61号	弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第62号	弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

- 日程第17 議案第63号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第64号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第19 議案第65号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第66号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第21 議案第67号 弥富市母子通園施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第68号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第69号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第70号 令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第71号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 認定第1号 平成30年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第2号 平成30年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第3号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第4号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第5号 平成30年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第6号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第7号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより令和元年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と永井利明議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月25日までの29日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの29日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、弥富市長から平成30年度の健全
化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査、定期監査の結果及び住民監
査請求に係る監査の結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してあります
ので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第4、報告第1号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告につきましては、各位のお手元  
に配付をしてありますので、文書をもって報告にかえさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第2号 教育委員会教育長の任命について

日程第7 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、同意第1号から日程第7、同意第3号まで、以上3件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

令和元年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、横井徹氏が令和元年9月26日任期満了のため、その後任者として横井徹氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号教育委員会教育長の任命につきましては、奥山巧氏が令和元年9月30日任期満了のため、その後任者として奥山巧氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第3号教育委員会委員の任命につきましては、浅野美喜子氏が令和元年9月30日任期満了のため、その後任者として浅野美喜子氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより同意第1号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備について

日程第9 議案第55号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の制定について

日程第10 議案第56号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員等の旅費に関する  
条例の一部改正について

日程第11 議案第57号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正  
について

日程第12 議案第58号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第13 議案第59号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

日程第14 議案第60号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第61号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第62号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第17 議案第63号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日程第18 議案第64号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第19 議案第65号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す  
る基準を定める条例の一部改正について

日程第20 議案第66号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第21 議案第67号 弥富市母子通園施設条例の一部改正について

日程第22 議案第68号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第69号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第70号 令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第71号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第26 認定第1号 平成30年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第2号 平成30年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第3号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第4号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第5号 平成30年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第6号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第7号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第8、議案第54号から日程第32、認定第7号まで、以上25件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案13件、法定議決議案1件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第54号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員に支給する給与及び費用弁償について定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第56号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正につきましては、弥富市議会委員会条例の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、児童扶養手当法の規定により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号海部地方教育事務協議会規約の変更につきましては、飛島村村立義務教育学校の設置等に伴い、海部地方教育事務協議会規約を変更することについて協議するため、必要があるものであります。

次に、議案第60号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定等により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、保育所歯科医の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号弥富市立保育所条例の一部改正につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第65号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第66号弥富市遺児手当支給条例の一部改正につきましては、所得の状況の届け出をしないときの認定の取り消しに係る期間の始期を統一するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第67号弥富市母子通園施設条例の一部改正につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第68号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、印鑑登録システム改修委託料や土地改良施設整備補助金、総合交通戦略策定業務委託料等の関係費用を計上するものであります。

次に、議案第69号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第71号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの特別会計につきましては、全会計で1億2,204万7,000円の増額を計上するものであります。

次に、平成30年度会計の決算認定であります。

平成30年度の決算におきまして、中学校普通教室へのエアコン設置工事を完了するなど、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員の皆様を初めとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。

ここに、認定第1号平成30年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号平成

30年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付け、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算及び決算認定につきましては、総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。

議案第54号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。

13枚はねていただきまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市職員定数条例において、条例定数の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定することとしました。

2. 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において、改正後の地方公務員法の規定により、フルタイムの会計年度任用職員については、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。

3. 弥富市職員の分限に関する条例において、改正後の地方公務員法の規定により、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りとされることに伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。

4. 弥富市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例において、パートタイムの会計年度任用職員の減額する給与は、いわゆる割り増し報酬を除いた職務の対価としての報酬の額とすることとしました。

5. 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除いた非常勤職員が会計年度任用職員のみとなることに伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。

6. 弥富市職員の育児休業等に関する条例において、勤勉手当の支給対象となる育児休業をしている職員から会計年度任用職員を除くこととしました。

7. 弥富市職員の育児休業等に関する条例において、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整対象から会計年度任用職員を除くこととしました。

8. 弥富市職員の育児休業等に関する条例において、パートタイムの会計年度任用職員が

部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給することとしました。

裏面をお願いいたします。

9. 弥富市職員の給与に関する条例において、再任用短時間勤務職員を除いた常時勤務を要しない職員が会計年度任用職員のみとなること及び臨時的任用職員の給与について給与条例の規定を直接適用することに伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。

10. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

11. この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第55号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のあらましをごらんください。

1. 地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、短時間勤務会計年度任用職員（以下「職員」という。）に対して支給する給与及び費用弁償に関し、次に掲げる事項を定めることとしました。

(1) 職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

(2) 職員の1週間当たりの通常の勤務時間が弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合の勤務に対する報酬の月額を、職員の報酬の基準となる額（以下「基準額」という。）とし、職員の5つの種別に対応する額を超えない範囲内において任命権者が決定する。

(3) 職員には、基準額に100分の6を乗じて得た額の地域手当相当額を報酬水準に加味して支給する。

(4) 基準額に地域手当相当額を加算した額を基準月額とし、月額または時間額により定める。

(5) 当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、時間外勤務に係る報酬を支給する。

(6) 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

(7) 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

(8) 弥富市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「特殊勤務手当条例」という。）に規定する業務に従事することを命ぜられた職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(9) 任期の定めが6月以上である職員には、弥富市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。

(10) 任期の定めが6月に満たない場合であっても、当該職員が同一会計年度内において重ねて任用され、その任期の定めが通算して6月以上となった場合には、当該会計年度内において、任期の定めが6月以上である職員とみなす。

(11) 報酬は、市長が規則で定める期日に支給する。

(12) 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

(13) 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等または年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合等を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(14) 通勤のために費用を要する職員には、当該職員の通勤回数を考慮して、給与条例に規定する通勤手当の支給を受ける職員の例により、当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。

(15) 公務のために旅行した職員には、費用弁償を支給する。

(16) 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

2. この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第56号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員等の旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図ることとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、令和元年12月14日から施行することとしました。

次に、議案第57号弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市議会委員会条例の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第58号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の

あらましをごらんください。

1. 児童扶養手当法による給付との調整について、必要な規定の整備を行うこととしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） おはようございます。

議案第59号海部地方教育事務協議会規約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、海部地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約のあらましをごらんください。

1. 飛島村村立義務教育学校の設置等に伴い、海部地方教育事務協議会（以下「事務協議会」という。）の担当する事務に義務教育学校を加えることとしました。

2. 事務協議会に設置する幹事会は、7名で組織することとしました。

3. この規約は、令和2年4月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） おはようございます。

それでは、議案第60号弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票に旧氏の記載を求めることができるようになることに伴い、旧氏を印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項とすることとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、令和元年11月5日から施行することとしました。

次に、議案第61号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第62号弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、扶助料の管理について、その他必要な規定の整備を行うこととしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第63号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 保育所児童の歯科医師による歯科健診の回数を年1回から年2回にふやすことに伴い、保育所歯科医の年額報酬について、割り当て児童1人当たりの加算額を200円から260円に引き上げることとしました。

2. この条例は、平成31年4月1日から適用することとしました。

次に、議案第64号弥富市立保育所条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市立保育所条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 幼児教育・保育の無償化に伴い、私的契約児に係る利用料の額を規則で定めることとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

次に、議案第65号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

25枚はねていただきまして、弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 幼児教育・保育の無償化に伴い、満3歳以上の保育が必要な小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者（一定の要件を満たすものを除く。）から支払いを受けることができる費用とすることとしました。

2. 特定地域型保育事業者は、市長が認めた場合は、連携施設の確保をしないこととすることができ、その場合においては、連携協力を行うものを適切に確保しなければならないこととしました。

3. 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業を行うもののうち、市長が

適当と認めるものについては、連携施設を確保しないことができることとしました。

4. 特定地域型保育事業者（3の事業者を除く）が、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長することとしました。

5. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

6. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

次に、議案第66号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市遺児手当支給条例の一部を改正する条例のあらましを  
ごらんください。

1. 8月から10月までの間に認定の申請をしたものについては、遺児手当所得状況届の提出期限をその年の10月31日までとするが、その者についても届け出をしないときの認定の取り消しに係る期間の始期は8月1日とすることとしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第67号弥富市母子通園施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市母子通園施設条例の一部を改正する条例のあらましを  
ごらんください。

1. 幼児教育・保育の無償化に伴い、母子通園施設に入所する児童について、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童に係る利用料は、ゼロとすることとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第68号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,588万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億9,749万3,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、固定資産税1億2,000万円、財政調整基金繰入金7,733万6,000円を増額計上する一方、普通交付税2,736万9,000円、市債の臨時財政対策債6,430万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、印鑑登録システム改修委託料112万2,000円、民生費におきまして、生活保護費国庫負担金過年度分返還金3,262万9,000円。

農林水産業費におきまして、土地改良施設整備補助金2,173万3,000円。

土木費におきまして、総合交通戦略策定業務委託料533万5,000円。

教育費におきまして、部活動等選手派遣費補助金145万4,000円であります。

次に、議案第69号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億489万8,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、その他繰越金8,110万5,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、一般会計繰出金742万円、予備費7,368万5,000円を増額であります。

次に、議案第70号令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い、保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を5億8,221万1,000円とするものであります。

次に、議案第71号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、国庫負担金過年度分返還金1,569万4,000円、一般会計への繰出金790万5,000円等を計上し、歳入歳出予算の総額を31億7,842万5,000円とするものであります。

次に、認定第1号平成30年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額198億3,467万7,000円、これに対する歳入決算額166億677万7,078円で、収入率は83.7%。歳出決算額161億4,846万1,199円で、執行率は81.4%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ、市税全体では1億846万5,043円の増額となりました。その内訳の主なものは、市民税が6,226万3,750円、固定資産税が4,951万8,719円であります。市税以外の主なものでは、普通交付税が4億3,402万1,000円。国庫支出金が14億7,266万8,641円で、県支出金が10億571万9,069円交付され、歳入全体では前年度に比べ11.3%、16億9,211万8,781円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、新庁舎建設工事を継続して施行するとともに、第2次弥富市総合計画を策定いたしました。

福祉関係では、総合福祉センター利用者の利便性向上のため、駐車場用地を取得するとともに、高齢者の外出支援のため福祉タクシー利用助成事業を拡大し、高齢者福祉の増進を図りました。

保健衛生関係では、健康都市宣言のもと、予防接種、各種健診事業等の受診率向上を図り、疾病予防を推進するとともに、市民一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、ともに支え合い、地域社会全体での健康づくりを推進いたしました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業を推進しました。また、緊急農地防災事業を初めとする土地改良事業を行い、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。また、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振

興に努めました。さらに、やとみスイートハートプロジェクトを推進し、本市のPRを積極的に展開いたしました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、市道鍋田23号線、市道五之三78号線等の道路改良工事を行い、利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、津波・高潮対策として、桜保育所の屋外階段及び屋上フェンスを整備いたしました。

教育関係では、十四山東部、十四山西部小学校の非常用シャッター取りかえ等工事、中学校普通教室の空調機器設置工事を施行し、教育環境の整備に努めました。

社会教育施設関係では、少年サッカーを対象とした八穂グラウンド新設工事や、十四山スポーツセンターの天井改修工事などを行いました。

次に、認定第2号平成30年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額とも4,938円でありまして、土地の取得や一般会計への買い戻しの案件はありませんでしたが、前年度に比べ33円の減額となりました。

次に、認定第3号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額41億3,815万9,714円、歳出決算額40億5,705万3,804円であります。高齢化の進展等によりまして、医療費の増加が続く中、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます。

次に、認定第4号平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億5,365万6,226円、歳出決算額5億4,995万4,159円であります。

次に、認定第5号平成30年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額33億2,408万7,335円、歳出決算額32億5,666万7,192円であります。

次に、認定第6号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3億8,878万1,398円、歳出決算額3億7,376万8,337円でありまして、各施設の維持管理を行いました。

次に、認定第7号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額13億408万367円、歳出決算額12億7,248万6,958円でありまして、海老江地区、下之割地区及び前ヶ須地区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案25件は継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案25件は継続議会で審議することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日の会議はこれにて散会をします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時43分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 高橋八重典

同 議員 永井利明